

### Ⅲ 施策の展開

#### 第Ⅰ 地域による包摂の推進

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続を離れた後も、国、都道府県、市町、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が相互に連携し、犯罪をした者等が地域社会の一員として地域社会に立ち戻っていくことができるよう、息の長い途切れることのない支援が必要です。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をしていく上で、様々な生きづらさを抱えている人が多く存在し、また、中には複雑化・複合化して課題を抱えている人もいます。これらの人の支援を行うにあたっては、関係する機関・団体相互の連携を更に強化し支援していくことが重要です。

#### (Ⅰ) 現状と課題

##### 【現状】

本県においては、長崎県地域生活定着支援センターにおける高齢又は障害により福祉的支援を必要とする矯正施設出所者（被疑者・被告人等を含む）に対する入所中から退所後までの一貫した相談支援により、地域生活への円滑な移行や自立生活の定着に繋がっています。また、長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の実施により、自治体との連携強化が図られ、知的障害を有する受刑者の支援の充実が図られています。

さらに、多機関・多職種による連携・協働体制の構築を目的に、長崎大学を主催機関として、再犯防止推進に関する意見交換会が定期的開催されています。

##### 【課題】

再犯防止に関する関係機関・団体等との連携体制は一定構築されてきていますが、更なる再犯防止対策の推進のためには、官民協働での情報共有や支援体制の構築など、連携体制の強化・充実が必要です。また、長崎県地域生活定着支援センターの支援等において、市町の[自立支援協議会](#)や[重層的支援会議](#)など既存の会議体を活用した連携の推進を図っていく必要があります。

#### (Ⅱ) 関係機関・団体の取組

##### 〈地域における再犯防止施策の推進支援〉

「長崎県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び推進協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」等、県内関係機関で構成される協議会の一員として社会復帰に向けた支援を充実させていくことに加え、自立支援協議会等、市町が設置する協議

会にも積極的に参加し、地域社会における再犯防止施策の推進に向けて協力していきます。【長崎刑務所】

〈地域の関係機関・団体と連携した処遇・支援の充実〉

社会福祉法人南高愛隣会が運営する福祉事業所の利用体験や、協力雇用主による受刑者の職場体験、ハローワークにおける求職活動体験など、地元の関係機関や団体と協力して受刑者の社会復帰支援を促進します。また、刑務作業製品のふるさと納税返礼品としての採用や、ニーズに応じた社会貢献作業の受託等、刑務作業を通じて市町との連携を強化し、受刑者の更生意欲につながります。【長崎刑務所】

〈更生保護に関する地域援助〉

更生保護に関する地域援助（以下「地域援助」という。）は、保護観察所が、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生や犯罪予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した援助を行うものであり、「息の長い」社会復帰支援の確保に資するとともに、「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」の実現に向けた基盤となる業務です。

地域援助の対象となる支援対象者は、保護観察を終了した者、更生緊急保護の期間を経過した者をはじめ、過去に犯罪をした者若しくは非行のあった者又は地域において犯罪や非行に結び付くおそれのある問題を抱える者のうち、地域社会において改善更生及び社会復帰を図る上で、医療、保健・福祉、就労等に係る各種支援を必要としている者をいいます。現に保護観察に付されている者、更生緊急保護を受けている者等以外の者にも更生保護の対象の幅を広げたものであり、地域援助を行うにあたっては、支援対象者を支援する機関等との連携体制を整備する必要があり、地域の支援機関等との連携を確保するなど地域援助の実施基盤となる地域支援ネットワークを構築していきます。【長崎保護観察所】

### （3）県の取組

〈再犯防止に関する関係機関・団体等との連携及び情報共有〉

長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会を開催し、再犯防止に向けた取組や課題を共有するとともに、今後の取組の方向性について意見交換を行い、関係機関・団体等間の連携体制の充実を図ります。

また、犯罪をした者等に対する息の長い支援は、市町が行う各種行政サービスと密接であることから、市町へも参加を呼びかけ、取組にかかる課題や情報を共有し、連携の推進を図ります。【福祉保健課】

〈市町における再犯防止の推進に向けた取組への支援〉

市町再犯防止推進計画の策定や市町における再犯防止対策の推進に向けて関係機関と連携し、広域的、専門的な視点からの情報提供や助言等を行い、

市町を取組を支援します。

【福祉保健課】

〈犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施〉

高齢または障害等により福祉的支援を必要とする刑務所出所予定者（被疑者・被告人を含む）の社会復帰と地域生活への定着を支援するため、引き続き、矯正施設や保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施します。これにより、地域生活への円滑な移行と自立した生活の定着を図ります。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた取組〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、支援対象者に対する地域社会の理解促進、円滑な調整・支援、そして地域社会への定着を図ることを目的として、地域の支援協力者を交えた検討会の開催や、支援協力者の確保・養成等に取り組めます。特に、民間事業者だけでなく市町との連携を促進するために、自立支援協議会や重層的支援会議等、既存の会議体を活用し、連携体制の構築を図ります。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた支援〉

地域ネットワーク強化に向けた長崎県地域生活定着支援センターの取組をより効果的に実施するため関係部局等と連携し、地域社会や福祉事業者等の理解促進を図っていきます。

【福祉保健課】

【地域による包摂の推進】 （法務省「第二次再犯防止推進計画」から抜粋）

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るため、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること。



## 知的障害受刑者処遇・支援モデル事業

(長崎刑務所)

長崎刑務所においては令和4年度から知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を実施しています。同モデル事業を始めることになった背景としては、過去の調査研究において、刑事施設には知的障害を有する受刑者が一定数存在していることや、これらの受刑者は出所後の再入期間が短く、また、刑事施設の入所回数が多い傾向があることが明らかになっています。つまり、知的障害を有する受刑者は必要な支援がないまま短期間で再犯を繰り返す傾向があるということであり、その再犯防止のためには障害特性に対応した処遇・支援体制の整備が求められます。しかしながら、刑事施設独自で取組を進めるためには専門的知見やノウハウが不十分であるため、社会福祉法人南高愛隣会と業務委託契約を締結し、「①特性に応じたアセスメントと処遇計画の立案、②処遇計画に基づく訓練・指導、③療育手帳等の取得に向けた調整、④息の長い寄り添い型支援を可能とする調整」を事業の4つの柱として令和4年10月から本格的に事業をスタートしました。

本事業の推進のため、令和5年1月に長崎県、諫早市、長崎刑務所の3者で地域連携協定を締結し、療育手帳の判定手続きについての協力や、障害福祉サービスの調整における相談・助言、本事業を通じた地域社会に対する再犯防止推進への広報・啓発活動に地方公共団体の協力を得ています。本事業を通じて、地域における多機関連携での支援体制を準備し、グループホームへの入所や[就労継続支援事業所](#)の利用など、地域社会への定着につなげたケースも出ています。

また、令和6年12月には当所の講堂を会場として効果検証中間報告会を開催し、法務省関係機関の出席の他、地方公共団体や長崎県内の障害者支援機関等に広く出席いただきました。同モデル事業対象者に実施した調査アンケートの結果として、自己肯定感を示す数値が統計的に有意に向上しており、更生に向けた意欲の喚起に効果が示唆されること等を報告しています。報道機関の関心も高く、新聞記事やテレビニュースでも多数取り上げていただいたところです。

本事業は令和8年度までのモデル事業ですが、以後も、これまでの実績をさらに発展させ、関係機関との連携を強化して、知的障害受刑者の地域社会における立ち直りを推進していきます。



地方公共団体との地域連携協定式  
(令和5年1月)



効果検証中間報告会の実施風景  
(令和6年12月)

## 多機関・多職種による連携・協働体制の構築： お互いに理解し合う

(長崎大学生命医科学域(保健学系)教授 大西真由美)

2022年度から長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会の委員長を務めさせていただくようになり、司法・福祉のみならず、就労支援や居住支援等の多様な関係者・関係機関と繋がりを持つことができました。長崎県では、触法者等の支援について南高愛隣会の先進的な取り組み実績があったことや、保健師である私が健康支援の観点から触法者等の地域生活支援について研究に取り組んでいた経緯から委員長を務めさせていただくことになったと思います。

保健医療分野でも多機関・多職種連携は重要ですが、再犯防止あるいは触法者等の支援においては、関わる機関・職種の範囲が多様です。しかし、私にとって司法用語はよくわからず、司法関係機関の役割・機能についてもほとんど知識をもっていない状態でした。定例の協議会では、毎回、学ぶことが多いのですが、限られた時間の中では他の委員の役割・機能を十分に理解することができずにいました。また、保健医療関係者以外の委員にとっては、例えば保健師の役割・機能や、対象者のアセスメントにおいてどのような観点を重視しているのか、といったことがわからない状況だったかもしれません。

そこで、多職種間の「共通言語」を持つ必要があると考え、2024年度から、協議会委員の任意のメンバーで、2か月に1回の意見交換会を開始しました。約1年かけて、毎回異なる機関・職種の役割・機能について紹介していただきながら、お互いに学び合いました。2025年度からは、長崎県地域生活定着支援センター(定着センター)から、司法・福祉・保健といった多職種・多機関による支援が必要な事例を、個人情報伏せて紹介していただき、事例を基に意見交換を行っています。毎回、「新しい視点」が得られ、他機関・他職種のアセスメント視点や地元で活用できる具体的な社会資源について理解を深める機会となっています。

一人でケース支援を担当していると、心細くもなり、自身の力量のなさを痛感したりもしますが、地域社会での支援活動に携わる人たちに相談したり、スーパーバイズを受けることができる環境があると、安心することができます。支援者が一人でケースを抱えてバーンアウトしてしまわないように、またこれから自身が対応することになるかもしれない同様のケースについて事前準備ができるように、更に多職種・多機関協働に繋がるように意見交換会が機能していくことを期待したいと思います。

## 第2 就労・住居の確保

### 1 就労の確保

国の調査によれば、刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であり、仕事のない者の再犯率は、仕事に就いている人と比べ約3倍となっており、不安定な就労が再犯の要因になっていることから、就労の確保・継続が重要です。

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

本県においては、令和6(2024)年の刑法犯検挙者数(少年を除く)1,559人のうち、703人、45.1%が無職者でした(表9参照)。また、犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和6(2024)年には89人おり、そのうち、無職であった者は67人、75.3%でした(表11及び図5参照)。どちらも全国の割合に比べ高くなっています。

令和6(2024)年における保護観察終了人員(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者。職業不詳の者を除く。)122人のうち、保護観察終了時に無職者は57人、46.7%であり(表19参照)、横ばいの状況が続いています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業者である協力雇用主は、令和6(2024)年10月1日現在で、県内174社が登録されています。このうち、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主は6社、雇用されている人は7人となっています(表23参照)。

本県においては、就労支援対策として、幅広い求職者への支援、再就職の支援、若年者の職業訓練等が行われるとともに、農福連携推進の取組や、[障害者職業・生活支援センター](#)による、就業面と生活面の一体的な相談支援が行われています。

また、県建設工事入札参加者格付審査における加点により、協力雇用主の取組を支援しています。

##### 【課題】

協力雇用主として登録を行っている雇用主は180社前後で推移していますが、雇用に至っている事業所は1割に満たない状況となっています。また、雇用主の職種は建設業が多く、多種多様な職種の登録までには至っていないという課題があります。

刑務所においては、出口支援である就労支援と結び付けた効果的な支援体制の構築を行うとともに、稼働能力のある人については高齢者求人や福祉的就労先へのマッチングを積極的に行う必要があります。また、稼働能力のない人については、福祉的支援への手続きを進める必要があります。

また、就職に至っても短期間での離職者が多く、長期就労に向けた定着支援の取組が必要です。その一つとして、[少年鑑別所](#)における職業適性検査や雇用側に対する心理的支援といった地域援助が可能なことを周知していくことも必要です。

## (2) 関係機関・団体の取組

### 〈就労支援制度の充実〉

長崎保護観察所では、受刑中の生活環境の調整の段階から、刑務所の担当部署やハローワーク、協力雇用主等と連携し、出所後の速やかな就労に結びつくように、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施します。就労支援関係団体との連携強化のため、年に3回、協議会を行うほか、新たに協力雇用主に登録した事業者を対象とした研修会を開催し、協力雇用主の役割や更生保護制度の説明を行います。協力雇用主として登録している事業所は、令和7(2025)年6月現在、167社で、建設業、製造業、福祉・医療関係が多く、そのうち、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間で実際に保護観察対象者等を雇用した事業所は33社、就労開始した対象者は73名です。今後は、様々な業種の登録に向けた取組を行います。

【長崎保護観察所】

### 〈刑務所出所後の就労と職場定着に向けた指導・支援の充実〉

就労による社会復帰が可能と思われる受刑者については、本人同意の下、早期に就労支援対象者として選定するとともに、職員による動機付けの面接を行いつつ、職業上の基礎的な知識や技能を身に付けさせることを目的とする基礎的作業を実施し、改善更生への意欲を喚起します。比較的能力の高い受刑者についてはコミュニケーション能力等向上作業を実施し、職場内の人間関係に必要なコミュニケーション能力を身に付けさせ、職業訓練として実施している溶接科、介護福祉科及びビジネススキル科(パソコンスキル)においては就労に必要な資格や技能を身に付けさせます。また、改善指導としても、教育担当職員や外部講師による「就労準備指導」を実施し、就労を継続させるために必要なビジネスマナー等について身に付けさせます。このほか、就労支援担当職員によるキャリアカウンセリングや、ハローワーク職員による職業相談を積極的に実施し、受刑者が刑務所収容中から求職活動を行い、内定を得ることができるよう支援するとともに、仕事フォーラムや企業説明会等を通じて、多くの職種に触れ様々な職業観を理解させることで、できる限り本人の希望する職種とのマッチングを図って職場定着につなげています。

【長崎刑務所】

### 〈就労の確保と安定に向けた支援〉

長崎少年鑑別所([法務少年支援センター](#)ながさき)では、県内の関係機関や自立に向けた援助を行う施設、協力雇用主らと連携し、就職希望者の職業適性検査等を実施しています。また、「刑務所出所者等就労支援事業」

等により、就職した者及び雇用主側に対する心理的支援を行う相談窓口も設けています。【長崎少年鑑別所】

### (3) 県の取組

#### 〈長崎県人材活躍支援センターの運営〉

若者、中高年、女性、高齢者等、幅広い世代の求職者への就業相談や各種セミナー等のリカレント支援を実施し、県内求職者の就労促進や非正規雇用者のキャリアアップを図ります。【雇用労働政策課】

#### 〈離職者訓練（委託訓練）の実施〉

多様な職業訓練の受講機会を確保し、求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現し、雇用失業情勢や労働力需給の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することにより、すべての労働者等（離職者）に対応します。【雇用労働政策課】

#### 〈学卒者訓練の実施〉

主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年人材を育成します。【雇用労働政策課】

#### 〈在職者訓練の実施〉

産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、在職者向けの資格取得、技能継承やスキルアップのためのセミナーを実施します。【雇用労働政策課】

#### 〈農福連携による就労支援〉

障害者就労支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供等を行い、障害のある人の農業分野での就労を支援します。【農業経営課・障害福祉課】

#### 〈障害者就業・生活支援センターによる取組〉

県が指定する障害者就業・生活支援センターにおいて、国（労働局）が行う就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことにより、障害のある人の職業生活における自立を図ります。【障害福祉課・雇用労働政策課】

#### 〈協力雇用主の活動に対する支援〉

県建設工事入札参加者格付審査において、協力雇用主として登録している場合に加点を行うことにより、協力雇用主の取組を支援します。【監理課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年に対し、[少年警察ボランティア](#)や少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。【生活安全企画課】

〈[生活困窮者自立支援制度](#)における就労準備支援事業の実施〉

生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業として、就労に必要な基礎能力の形成に向けた職場体験等を、事業利用者の日常生活自立、社会生活自立の状態に応じて実施します。本事業による支援を必要とする人が利用に結び付くよう、相談従事者の資質向上を図るとともに、雇用や就労に関する支援機関と連携し、事業に関する周知を行います。【福祉保健課】

## 立ち直ろうとする人にチャンスを！！ 就労から立ち直りを支える

(長崎保護観察所)

「78.5%」。これは、刑務所に再度受刑した者の無職率を示したものです。(令和5年法務省の資料) この数字から、再犯防止のためには、受刑者等に対する就労支援が重要であることが分かります。

法務省は、受刑者等の出所時の就労確保に向けて、厚生労働省と連携し、平成18年度から、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しています。この取組は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワーク等が相互に連携し、支援対象者の希望や適性等に応じて計画的に就労支援を行うものです。長崎保護観察所では、就労支援を行うに当たり、矯正施設やハローワークと連携を行うほか「協力雇用主」との連携に力を入れています。

協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。協力雇用主になるためには、保護観察所に登録が必要ですが、現在、長崎保護観察所に登録している事業主は約180社で、建設業、製造業、福祉・医療関係が多く、その内実際に保護観察対象者等(以下、「対象者」とする。)を雇用した事業主は33社、就労開始した者は73名でした。(令和6年度実績)

協力雇用主が採用する対象者は、過去に就労継続の経験がなかったり、対人関係や金銭管理等といった就労以外の日常生活に課題を抱えた者が多く、早期離職することが少なくありませんが、協力雇用主や従業員が対象者と根気強く、熱心にかかわりを持つことで少しずつ対象者の言動に変化が現れてくることもあります。「何度も何度も諦めずに怒ってくれた。」この言葉は、協力雇用主のもとで長期間働き続けた対象者が、協力雇用主から受けた恩を言葉にしたものです。対象者は誰しも「更生したい」と思って生活をしています。しかし、生活をしていく中で様々な生きづらさや困難、誘惑に出会います。そのような場合にすぐそばに「信頼できる存在」があれば困難に立ち向かえることもできます。人は誰しも1人では生きていけないものです。色々な支えがあって様々な困難に立ち向かう力が湧いてきますし、自分の居場所や役割を見つけたときに自立への意識が芽生えてくるものです。就労支援を通じて立ち直ろうとする人にチャンスを与えることができるかもしれないと思った事業主の方がいらっしやいましたら、協力雇用主という社会貢献を御検討願います。

(イラストの説明) 正面向かって左の黒いペンギンは、更生ペンギンのホゴちゃん

正面向かって右のピンクのペンギンは、更生ペンギンのサラちゃん

2段目右から、[BBS会](#)のイルカ姉さん、イルカ兄さん、協力雇用主のアシカ親方、

[更生保護女性会](#)のオコジョさん。最上段は、保護司のクジラ先生となります。



## 2 住居の確保

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の 2 年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約 2 倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止等を推進する上で最も重要な要素の一つとなっています。

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

令和 6(2024)年における本県の刑務所出所者 214 人のうち、刑務所出所時に帰住先がない人は 43 人、20.1% (表 25 参照) となっており、全国よりも高い状況にあります (表 26 参照)。

長崎県地域生活定着支援センターの支援により、新たな社会資源の開拓が進むとともに、福祉事業所による自立準備ホームとしての受け入れや、一部の[居住支援法人](#)との連携により、出所者や更生保護施設退所者の住居確保が可能となってきました。さらに、県営住宅の入居要件が緩和されたことで、単身者でも入居が可能となり、公営住宅への入居実績も出てきました。

長崎刑務所においては、受刑者の帰住先を早期に確保し、保護観察所の監督下で社会復帰を果たした人の割合が増えてきました。

なお、令和 7 (2025) 年 10 月に施行された改正住宅セーフティネット法 ([住宅確保要配慮者](#)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律) では、住宅確保要配慮者の対象が拡大され、セーフティネット住宅の居室面積基準が緩和されました。また、新たに[居住サポート住宅制度](#)の創設や、居住支援法人による残置物処理業務の追加が盛り込まれるなど、住宅対策と福祉支援の連携体制が強化されています。この制度改正により、出所者等への住まいの確保の観点からも、再犯防止に向けた地域定着支援の実効性が一層高まることが期待されます。

#### 【課題】

住居を確保できている人の割合は依然として低く、自立準備ホームの登録拡大や、住居確保要配慮者が入居可能な住宅を増やしていくこと、[居住支援協議会](#)との連携による対象者入居後の諸課題への対応等、対象者の生活の安定につながる居住先の確保と支援体制の構築が必要です。

### (2) 関係機関・団体の取組

#### 〈民間団体との連携強化〉

長崎保護観察所では、特別調整、更生緊急保護、保護観察の対象者について、引受人等や適切な住居の確保が困難な場合は、更生保護施設 (3 施設) や自立準備ホーム (18 か所) での一時的な居住の確保を行っ

ています。他にも、地域援助対象者等の適切な住居の確保に向けて、長崎県地域生活定着支援センターや、長崎県居住支援協議会との連携を強化した取組を行っています。さらに、これらの施設から退所後の適切な住居の確保に向けて行政機関や関係機関・団体と連携を行っています。

【長崎保護観察所】

〈刑務所出所後の住居の早期確保に向けた調整〉

帰住先のない高齢又は障害を有する受刑者については特別調整の手続きを進め、保護観察所や長崎県地域生活定着支援センターと連携して帰住先をできる限り早期に確保します。また、特別調整に同意しない受刑者や帰住先未定のまま満期釈放となる受刑者については早期にスクリーニングを実施し、[地方更生保護委員会](#)と連携して保護観察所にも協力を求め、更生緊急保護による一時的な住居の確保や、[乗車保護](#)等の支援を積極的に行います。

【長崎刑務所】

### (3) 県の取組

〈地域社会における定住先の確保〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、高齢や障害のある刑務所等の出所者に対し、福祉的支援が必要な場合に、社会福祉施設への入所や居宅となるアパート等への入居の調整を行います。官民協働のネットワークと連携を図りながら、帰住先の確保に向けた支援を実施します。

【福祉保健課】

〈県居住支援協議会との連携〉

刑務所等を出所した高齢者や障害のある方の中には、住居の確保が困難な場合が少なくありません。そのため、長崎県地域生活定着支援センターでは、長崎県が実施する居住支援施策等と連携し、住居の確保に向けた支援を行います。

【福祉保健課】

〈住宅セーフティネット法の推進〉

令和7（2025）年10月に改正住宅セーフティネット法が施行され、住宅確保要配慮者の範囲の改正やセーフティネット住宅の面積基準の緩和等があるため、今後も改正法の制度周知を図り、セーフティネット住宅の登録を推進します。

【住宅課】

〈公営住宅における取組〉

住宅確保要配慮者として「更生保護対象者等」の定義や、具体的な公営住宅入居への枠組みづくり等について、関係機関と連携を図り検討していきます。

【住宅課】

## 立ち直りを支える民間団体 ～衣食住で立ち直りを支える～

(長崎保護観察所)

「私には、住むところもお金も仕事も何もありません。」刑務所を出所したばかりで保護観察所に助けを求めてきたAさんの言葉です。保護観察官がじっくりと話を聞いてみたところギャンブルが原因で散財したあげく、妻と離婚し、家族も住居も仕事も失い食うに困って事件を起こしたケースでした。幸いAさんには「人生をやり直したい。」との気持ちがあったため、Aさんを「更生保護施設」に委託をし、人生のやり直しがスタートしました。

更生保護施設とは、保護観察所からの委託を受けて、住居が無かったり、頼るべき親族等がない等の理由で、直ちに自立することが困難な保護観察対象者等（以下、「対象者」とする。）を宿泊させ、食事を給与するほか、就労支援、生活指導を行いながら円滑な社会復帰を支援する施設です。全国に102施設（令和7年4月1日現在）があり、長崎県内には3施設あります。適切な住居の確保が困難な者については、更生保護施設だけでは定員に限界があるため、社会の中に更に多様な受け皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されています。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者、保護観察所が宿泊場所の供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託するもので、登録された宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼びます。長崎県内では、18か所（令和7年8月末現在）保護観察所に登録されています。自立準備ホームには様々な形態があり、例えば社会福祉法人が運営する高齢者施設の1室を活用したり、依存症者の回復施設の1室を活用したりしています。そのため、対象者に対する支援内容は、自立準備ホームによって様々ですが、本人に必要な支援に応じて登録施設の中から選定します。

対象者への支援内容は時代の変化に伴い大きく変革しています。昨今においては、高齢者、障害者だけでなく、依存症の対象者が増加しており、より専門的なかわりが求められています。また、「息の長い支援」を行うために、更生保護施設退所後も施設職員が、対象者と電話連絡を行ったり、対象者の自宅を訪問したり、対象者が施設を訪ねてきたりといった方法で、更生保護施設を退所した後も継続して長期間にわたりフォローアップしています。罪を犯した人もいずれは地域に戻ってきますが、受け皿は十分とはいえません。自立準備ホームに登録してみようと思われた事業者様がいらっしゃいましたら、保護観察所へ御一報ください。

イラストの説明 正面向かって左の黒いペンギンは、更生ペンギンのホゴちゃん  
正面向かって右のピンクのペンギンは、更生ペンギンのサラちゃん  
2段目右から、BBS会のイルカ姉さん、イルカ兄さん、協力雇用主のアシカ親方、更生保護女性会のオコジョさん 最上段は、保護司のクジラ先生となります。



## 当事者の声から見える「再犯防止の支え」(福祉保健課)

再犯防止には、就労や住居の確保が大きな課題です。ここでは、支援を受けながら再び罪を犯さないよう生活を続けている二人の事例を紹介します。

### 1：協力雇用主との出会いが人生を変えた ～住まいと働く場がもたらした安心と希望～

釈放されたとき、帰る場所がありませんでした。ホームレス状態で過ごしていた過去もあり、不安でいっぱいでした。そんなとき、刑務所で、更生保護施設を紹介してもらい、そこで生活を立て直す気付けかけをつかみました。

施設の職員や地域生活定着支援センターの方が、協力雇用主を探してくれました。仕事が決まったときは、本当にほっとしました。さらに、その雇用主がアパートまで手配してくれたんです。『ここで頑張ってみよう』と思えた瞬間でした。

今は仕事を続けながら、地域で普通に暮らしています。雇用主からは「息子」のようにかわいがってもらっています。支援がなかったら、路頭に迷い、すぐに、また罪を犯していたかもしれません。住む場所と働く場所、この二つがそろったことで、人生をやり直すことができました。

### 2：地域に戻る不安を乗り越え、繰り返すから抜け出すために必要だったもの

#### ～地元の良い支援の輪に支えられて～

何度も刑務所に入り、正直、もう自分は変わらないんじゃないかと思っていました。老いた親の面倒もあったので、実家に戻ることを希望していましたが、『地域に受け入れてもらえるのか』という不安があり、自分が悪いことを繰り返しているのが悪いのですが、周りの目が気になってきました。

そんな中、地域生活定着支援センターや自治体の担当課が動いてくれて、私のために支援会議を開いてくれました。見守りや相談の場があることで、『一人じゃない』と感じられました。正規の仕事に就くことは難しかったけれど、就労継続支援事業所につながり、少ないながらも収入を得ています。

支援がなければ、またストレスがたまり、ギャンブルに走っていたかもしれません。今は、地域で暮らしながら、少しずつ生活を立て直しています。

#### 支援がもたらす「再犯しない力」

二人の声に共通するのは、「支援があったから踏みとどまれた」という実感です。住居や就労の確保は、再犯防止のための重要な基盤です。地域や関係機関が連携し、当事者を支える仕組みを広げていくことが、再犯防止の鍵となります。

### 第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

#### 1 高齢者・障害のある人への支援

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いとされています。

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、円滑な社会復帰に向けて、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が必要です。

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

令和6(2024)年に県内で刑法犯として検挙された者1,559人中、65歳以上の高齢者は502人と、全体の32.2%を占めています(表9参照)。また、令和6(2024)年の新受刑者89人に占める65歳以上の高齢者は19人、21.3%であり、全国の13.8%に比べて高い割合となっています(表13、表14参照)。

長崎県地域生活定着支援センターの支援においては、市町との連携により各種福祉サービスの円滑な利用につなげることができてきており、障害及び高齢分野ともに、福祉サービスの利用件数が増加し、必要に応じて事業所と連携・協力した支援を行っています。また、精神障害のある人の支援に関して、関係者の連携構築が図られてきています。

検察庁においては、被疑者・被告人の釈放の際、高齢や障害等により支援を行う必要がある人については保護観察所に引継ぎ、釈放後の生活の立て直しにつながっています。

長崎保護観察所においては、特別調整者として認定された者については、長崎県地域生活定着支援センターと連携して支援を行っています。

長崎刑務所においては、働きかけにより、高齢者や障害を有する受刑者の多くが、特別調整を希望し、出所後の帰住先確保や福祉サービスの受給につなげているとともに、「知的障害受刑者処遇・支援モデル事業」により、地域定着に向けた多機関連携による支援事例の実績が上がっています。

少年鑑別所においては、令和3(2021)年以降、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、知能検査や認知症検査が行われています。

##### 【課題】

受刑中からの福祉サービス申請については、引き続き関係市町との協力・連携体制を築いていく必要があります。

長崎県地域生活定着支援センターの支援において、65歳以上で要介護認定に該当しない人の日中の活動先の確保が課題となっています。また、身元引受人がないこと等により高齢者の支援が長期化しているとともに、

入院時や死後事務に関する対応が課題となっています。障害のある人の支援に関しては、必要に応じ自立支援協議会等とも連携・協力し、相談支援を充実する必要があります。

## (2) 関係機関・団体の取組

### 〈息の長い地域支援〉

長崎保護観察所では、高齢者や障害のある刑務所出所者等について、矯正施設や長崎県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、更生保護施設や自立準備ホームに入所を調整するなどして、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などを行っています。指定更生保護施設雲仙・虹では、施設を退所後も息の長い継続的な支援を行うため、「訪問支援事業」が令和6（2024）年度から行われており、退所者の自宅に施設職員が訪問したり、退所者自身が施設を訪ねてきたり、電話連絡を取ったりしながら、日常生活の状況や日々の不安などを傾聴し、支援が必要な場合は支援を行っています。

心神喪失者等医療観察制度の対象者のうち、社会復帰に向けた支援を要する者については、県及び市町や精神保健福祉関係機関・団体と連携して生活環境調整が行われているほか、社会復帰施設や高齢者施設への入所を調整するなどして既存の地域の保健医療・福祉サービス等につなげるとともに、同制度終了後もこれらのサービスが息の長い、途切れることない形で継続されるよう働きかけています。 【長崎保護観察所】

### 〈罪を犯した高齢者・障害のある人の地域社会への円滑な復帰のための連携〉

長崎地方検察庁では、被疑者・被告人の円滑な社会復帰や再犯防止の観点から、長崎保護観察所や長崎県地域生活定着支援センターなどと連携し、高齢や障害等により支援を行うことが適当と認められる者について、起訴猶予や執行猶予などにより釈放される際に更生保護施設等へ入所させる更生緊急保護等の入口支援を行っているところ、裁判の結果、被告人が実刑判決を受けた場合においても、本取組が、受刑後の出口支援にもつながるよう関係機関との連携を行います。 【長崎地方検察庁】

### 〈高齢及び障害のある受刑者に対する指導・支援の充実〉

自治体職員や民間の専門家を外部講師として招へいし、高齢や障害のある受刑者に対して円滑な社会生活に必要な知識の付与や福祉制度に対する動機付けを図るための「社会復帰準備指導」を実施します。また、常勤の福祉専門官や非常勤の社会福祉士が保護観察所や長崎県地域生活定着支援センターと連携して各種調整業務を行い、出所後の円滑な福祉サービスの利用につなげます。知的障害を有する受刑者については、社会福祉法人南高愛隣会と連携し、市町や県内の障害者支援機関の協力を得て、療育手帳の取得や障害福祉サービスの利用に向けた調整業務を行います。

【長崎刑務所】

〈高齢者・障害のある人への支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、高齢あるいは障害のある被疑者に対する知能検査及び認知症検査を実施しています。また、罪に問われた高齢者又は障害のある人等への支援として、社会福祉法人南高愛隣会からの依頼を受け、同法人の利用者に心理アセスメントを行い、個々の利用者の特性に応じた効果的な支援の方法等を提案しています。

【長崎少年鑑別所】

〈関係機関と連携した支援〉

長崎県弁護士会では、長崎県地域生活定着支援センターとも連携し、起訴猶予や執行猶予が見込まれる人の中で、高齢、障害等で支援が必要な人について、支援を行っています。

【長崎県弁護士会】

### （3）県の取組

〈高齢者・障害のある人への保健医療・福祉サービスの提供〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、刑務所出所後等に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、要介護認定や障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所等、保健医療・福祉サービスを円滑に利用できるよう支援を行います。

【福祉保健課】

〈必要な保健医療・福祉サービスを利用する手続きの円滑な実施〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、特別調整対象者等に対する地域生活におけるフォローアップや、関係者からの相談に対する助言及び必要な支援を行います。発生した課題については、関係機関との協議のもと、地域課題の解決に向けて取り組みます。

【福祉保健課】

〈地域包括ケアシステムの深化〉

将来の人口推移の地域差を見据えながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援等を一体的に提供する仕組みの充実に向けた市町の取組を支援します。

【長寿社会課】

〈日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備〉

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を通して支援を行います。また、判断能力に欠ける状態となった方が成年後見制度に円

滑に移行できるよう、地域の権利擁護支援ネットワークの旗振り役となる中核機関の設置など、国における成年後見制度の見直しの動向も見ながら、市町の体制整備を支援するとともに、市民後見人養成研修の修了者が市民後見人名簿に登録し、後見活動につながる取組を推進します。 【長寿社会課】

#### 〈多重の見守りネットワークの構築推進〉

見守りを必要とする人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」等を開催し、日常的な安否確認から有事の通報・捜索体制まで整えられた見守り体制の構築・推進を支援します。 【長寿社会課】

#### 〈認知症の人等を地域で支えあう体制の構築〉

認知症の人及びその家族と住民がお互いに支えあう地域づくりを推進するため、チームオレンジの整備に向けたアドバイザーの派遣や市町職員等に対する研修等を実施します。また、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、市町の地域包括支援センター等とも協働して、相談支援、就労・社会参加のネットワークづくりなど若年性認知症の人やその家族への支援を強化します。 【長寿社会課】

#### 〈認知症疾患医療センターの運営〉

県内 8 つの二次医療圏域に合計 9 箇所（基幹型 1 箇所、地域型 4 箇所、連携型 4 箇所）の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談などを行うとともに、地域連携の拠点として、市町の地域包括支援センター等との連携体制の強化を図ります。 【長寿社会課】

#### 〈障害のある人の相談支援体制の連携・協力〉

障害のある人が、障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成する必要があります。障害のある人の意向を尊重した質の高い計画を作成するため、必要に応じて、長崎県地域生活定着支援センターと連携・協力していきます。 【障害福祉課】

#### 〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〉

精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、保健・医療・福祉関係者等との連携により、地域生活を継続するための必要な支援を行います。 【障害福祉課】

## 2 薬物依存を有する人への支援

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域の保健・医療機関等につなげるための支援が必要です。

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

本県における令和6(2024)年の薬物事犯による検挙者数は48人、そのうち、再犯者数は30人、再犯者率は62.5%と非常に高い割合となっています(表9参照)。

県においては、薬物乱用対策としての普及啓発や薬物依存等の相談対応、回復支援のプログラムを行っています。また、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症等の支援を実施する自助グループ等との連携を図り、支援や啓発を行っています。

長崎刑務所においては、学習プログラムの実施により、自助グループの利用に向けた動機付けを行うとともに、出所前にフォローアップ指導を行い、学習の定着につなげています。

長崎保護観察所においては、違法薬物の乱用防止に関する法教育が実施されています。

#### 【課題】

薬物依存症についての相談件数は少ない傾向にあり、薬物依存症に対する偏見が根強く存在することから、相談につながるまでのハードルが高いことが推測されます。依存症の回復の促しと再犯防止のためにも、まずは「相談できる」ということを周知していくことが必要です。

### (2) 関係機関・団体の取組

#### 〈依存症者対策〉

長崎保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、「薬物再乱用防止プログラム」を実施しています。当該プログラムの対象者は以前は保護観察期間が6か月以上有する者でしたが、令和7(2025)年度から、保護観察期間が3か月以上有する者に対象を広げました。(一部要件あり)また、地域の医療機関における医療や自助グループ等への参加の働きかけを行っているほか、薬物依存を有する更生緊急保護対象者や地域援助対象者にも薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援や任意による薬物検査を実施しています。さらに、対象者に対する支援だけでなく、家族や引受人等本人を支援する人たちに対して、引受人会を開催し、薬物依存のメカニズムに対する知識充足や、同じ悩みを持った人たちとの談話等を行うことで依存症に対する理解促進を図っています。【長崎保護観察所】

〈薬物事犯者に対する指導の充実及び支援団体との連携強化〉

麻薬・覚醒剤その他の薬物に依存がある者を対象として、薬物依存離脱指導を実施します。対象となる受刑者全員に必修プログラムを実施しますが、再使用のリスクや刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、より専門的・体系的な指導を受講させる必要が高いと認められる者については、認知行動療法に基づいた専門プログラムの実施により、自己理解を深めさせ、断薬に向けた具体的な対策を考えさせます。また、個々の問題性に応じた補完的指導として、NPO法人ちゅーりっぷ会長崎ダルクの協力により、選択プログラムを実施し、自助グループの利用に向けた動機付けを図ります。また、長崎保護観察所と連携し、それぞれで実施しているプログラムの見学等を通じて、指導者を育成します。 【長崎刑務所】

〈薬物乱用の根絶に向けた支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年の健全な育成のための支援の一環として、学習図書の出借や視聴覚教材の視聴等を通して、薬物乱用の危険性、違法性についての啓発を行っています。また、県内の学校等からの依頼を受けて職員を派遣し、児童・生徒に対し薬物乱用防止のための授業を行っています。 【長崎少年鑑別所】

〈関係機関・団体と連携した支援〉

長崎県弁護士会では、長崎県地域生活定着支援センターや長崎ダルク等とも連携し、起訴猶予や執行猶予が見込まれる人の中で、薬物依存等で支援が必要な人について、支援を行っています。 【長崎県弁護士会】

### （3）県の取組

〈青少年向け予防教育〉

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターでは、青少年向け予防教育の一環として、中学校、高等学校、大学等からの講話依頼に対応します。講話において依存症の正しい知識を伝え、青少年が依存に繋がりにくい背景要因への対応についても併せて啓発します。 【障害福祉課】

〈広報啓発の推進〉

講演会の実施など、依存症に関する県民の理解促進に向けた啓発活動を実施します。

また、自助グループが主体となって開催するアクションフォーラムの開催を支援します。 【障害福祉課】

〈薬物乱用防止に関する啓発活動〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止指導員、各地区薬物乱用防止指導員協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動、不正大麻けし撲滅運

動などの啓発活動を実施します。

県で委嘱している薬物乱用防止指導員に対し、研修会などを通して、薬物乱用防止に関する人材育成を行っていきます。【薬務行政室】

#### 〈薬物及び薬物依存に関する相談支援の取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行うとともに、保健所においては、精神保健福祉相談として薬物依存の相談にも対応します。【薬務行政室】

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターにおいては、精神保健福祉相談として薬物依存症を含む依存症全般の心の健康相談に対応します。【障害福祉課】

#### 〈薬物依存に対する相談対応・回復支援の実施〉

長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター）は平成30（2018）年4月から依存症に係る相談拠点機関として、依存症専門相談員を配置し、「相談支援」、「普及啓発」、「人材育成等の教育」、「回復支援」の4つの柱を軸に、依存症についての支援を行います。「相談支援」では、当事者、家族等からの相談に対し、助言及び情報提供（医療機関、支援機関等）を実施します。「普及啓発」や「人材育成」について、その目的に応じた研修会等を企画していきます。「回復支援」として、当事者向け回復支援プログラム「DEJIMAARPP（デジマープ）」や家族支援プログラム「CRAFT」等を実施します。【薬務行政室・障害福祉課】

#### 〈支援体制の構築〉

本人及び家族が孤立しないよう関係機関と連携を図り、依存に関する問題を有する者への支援体制を構築していくため、関係機関と連携し取組を検討していきます。【障害福祉課】

#### 〈薬物依存症専門医療機関等の選定〉

薬物依存症者が適切な医療を受けることができるよう薬物依存症の治療を行う「専門医療機関」の選定を行います。【障害福祉課】

#### 〈民間団体との連携〉

効果的な支援や啓発活動を行うため、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症者等の支援を実施する自助グループや回復支援施設等の民間団体との連携を図ります。【障害福祉課】

## 長崎地方検察庁「刑事政策推進班」の取組

(長崎地方検察庁)

検察庁は、刑事事件の真相の解明と、相応な刑事処分を目指して捜査や公判活動を行っています。

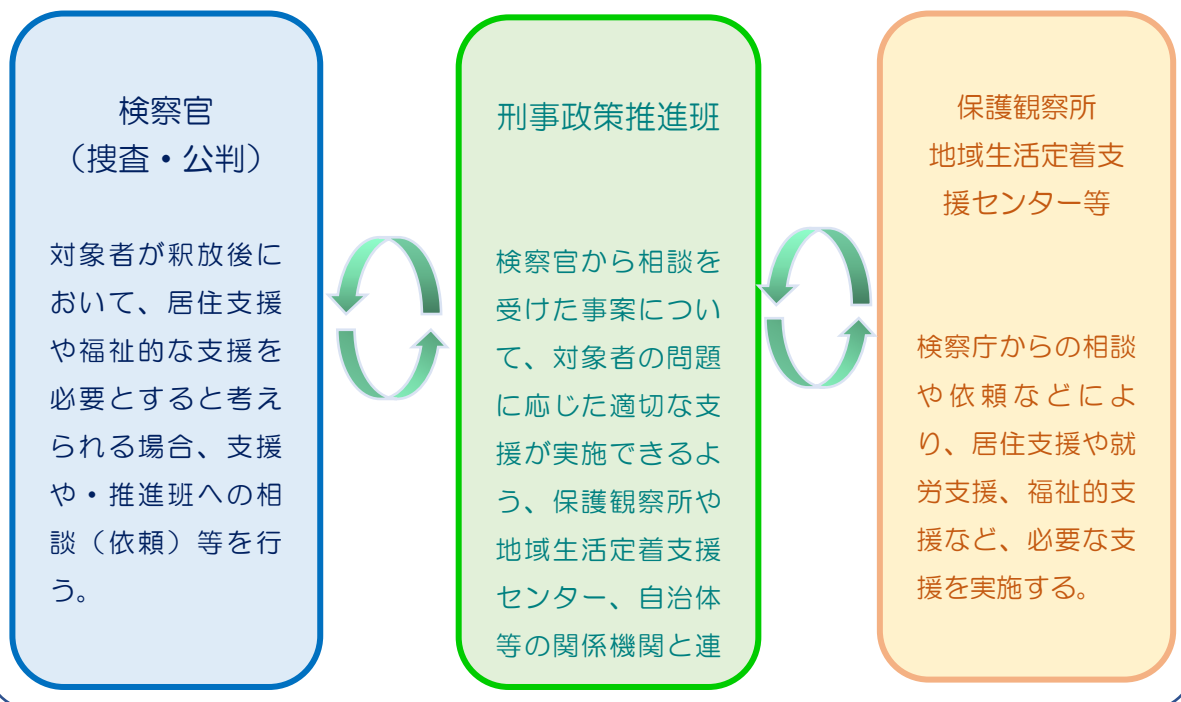
罪を犯した人に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でとても大切なことですが、一方で、捜査を行った結果、起訴されずに釈放される人や、あるいは起訴されたものの執行猶予の判決又は罰金の判決を受けて、刑務所に入ることなく釈放される人について、円滑な社会復帰を支援することで、再犯を防止するというこも、新たな犯罪を防ぐという意味でとても重要なことです。

このような事案に対応するために、長崎地方検察庁では、平成29(2017)年3月に「刑事政策推進班」を設置しました。

刑事政策推進班は、事件を担当する検察官と共に、対象者が抱える問題を把握し、その問題に応じた支援策を検討していますが、支援の対象となる人は、高齢(おおむね65歳以上)者、障害のある人、住居がない、貧困であるなどの福祉的支援が必要な人です。

それぞれの対象者が抱える問題を把握して、具体的な支援策を個別に検討し、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係する機関、団体と連携し、支援につないでいます。

新たな被害者を生まないように、対象者が地域社会の一員として社会に復帰し、再び罪を犯すことなく安定した生活を送れるように支援するため、様々な機関と互いに協力し合うことが重要だと考え、再犯防止に向けて積極的に取り組んでいます。



## 県央保健所の取組について

(県央保健所)

保健所は、地域住民の健康を支える中核となる機関であり、地域保健法に基づいて設置されています。業務内容は、健康づくり及び疾病の予防（心と体の健康に係ること）、衛生の向上（食品や医薬品の安全等に係ること）など、地域住民の健康の保持増進に関することです。

心と体の健康に関する業務においては、保健師や管理栄養士、作業療法士が、精神保健・母子保健・感染症・難病・栄養・歯科保健等に関する相談、啓発、高齢者の地域包括ケアシステム構築等地域の関係機関と協働した体制づくりを行っています。

精神保健福祉相談窓口としては、心の健康やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症、精神障害がある人の社会復帰等に関する電話・来所相談に対し、相談内容に応じた助言及び市町や医療機関、地域の自助グループ等と連携した支援を行っています。

啓発においては、住民へ様々な機会を捉えて健康に関する情報や相談窓口等の周知、学生へ依存症に関する講話を実施しております。また、県央保健所においては、長崎刑務所が実施している社会復帰準備指導において、受刑者を対象に「身体の健康と心の健康について」の講話を行っています。日常生活における健康管理（食事・運動・たばこ・お酒・睡眠等）、ストレスへの対処方法、病院への受診方法、身近な地域の相談窓口をお伝えしています。

体制づくりにおいては、高齢者の地域包括ケアシステム及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び充実に向けて、自立支援協議会等の会議や研修会へ参画しながら市町の取組を支援し、誰もがその人らしく地域で生活することができる地域社会の実現を目指して、住民や関係機関と協働して取り組んでいます。

## 誰もが地域社会の一員として幸せに暮らせる地域づくりを目指して

(佐々町多世代包括支援センター)

佐々町は、令和 4 年度に地域共生社会の実現に向けた「多世代包括支援センター」を立ち上げました。高齢、障がい、子育て、生活困窮など複合的な課題に対して、従来の「縦割り」ではなく「横断的」な支援で効果的な解決を目指すため、属性・世代を問わない相談ができる体制を構築しました。住民や、様々な団体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域や居場所をともに創っていくまちづくりを目指しています。

再犯防止に関する取組としましては、ケースごとに「多機関連携地域ケア会議」を開催し、地域生活定着支援センターにアドバイザーとして入っていただき、課題解決に向けた検討を行っています。保健医療・福祉の専門職、民生委員等の様々な関係者が集まりますが、再犯防止については、住まいや就労等の支援のあり方について戸惑うことが多くあります。住民を含め多機関が集まることによって、OJT 機能とともに支援者同士の顔の見える関係づくり、相談しやすい体制づくりにつながっています。

また、地域支援体制の確立には、事例を通じた成功体験の共有化が重要と考え、介護事業所や障がい事業所等の集まりである「高齢・障がい地域支援会議」において、成功事例の報告や勉強会を開催し、学びを深めています。今後、保健医療・福祉の分野に限らず住民を含めた多くの関係者が、再犯防止について、地域の取り組むべき課題として向き合い、支援活動の輪が広がっていくよう、普及啓発に力を入れていきたいと思っています。

人は「認められた時、必要とされた時、役に立った時、愛された時」に幸せを感じると言われています。罪を犯した方の背景に目を向け、誰もが地域社会の一員として幸せに暮らせる地域とはどのようなものか、一人ひとりに寄り添い、多様性を受け入れながら、地域まるごとの地域包括ケアを進めていきたいと思っています。

## 第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

### 1 学校等と連携した修学支援の実施

我が国の高等学校への進学率は、98.6%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の30.0%は高等学校に進学しておらず、24.2%は高等学校を中退しています。

また、少年院入院者の20.1%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち59.7%は高等学校を中退している状況にあります。

社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業程度の学力が求められることが多い実情にあることを踏まえ、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制が重要です。

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

本県において、令和6（2024）年に保護観察が開始された少年のうち、就学・復学した者の数は14人で、就学した者の数が増加傾向にあり、学校や関係機関等との連携が強化されてきています。

犯罪をした者等に特化した取組ではありませんが、県においては、高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援を実施しており、高校の中途退学者で進路未決定者の情報を、本人及び保護者の同意を得たうえで、支援機関等に提供し支援を続けています。また、生活困窮世帯のこどもの学習支援によるこどもの居場所づくりや、[スクールカウンセラー](#)、[スクールソーシャルワーカー](#)の拡充による助言指導や関係機関との連携が図られています。

##### 【課題】

多様化・複雑化する問題に対応するための教育支援体制の充実や関係機関との協力体制を維持していくことが必要です。

#### (2) 関係機関・団体の取組

##### 〈在所者に対する学習支援〉

長崎少年鑑別所では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、外部講師による教科指導、学習用図書や教材の貸与を行っています。高等学校卒業程度認定試験の教材も取り揃えており、学習の機会を積極的に提供しています。【長崎少年鑑別所】

#### (3) 県の取組

##### 〈円滑な学びの継続に向けた支援〉

関係機関との協力体制を維持し、矯正施設と連携した学びの継続、進学・復学の支援を行います。 【高校教育課】

〈進学や社会的自立に向けた支援〉

高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への情報提供、学習相談等の支援を実施します。 【高校教育課】

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉

学校における非行防止、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるこども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。 【児童生徒支援課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動 [再掲]〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【生活安全企画課】

〈生活困窮世帯のこどもの学習・生活支援事業の実施〉

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象とした学習支援を行うとともに、生活面に関する助言等の育成支援を行います。

また、保護者に対しても、こどもの学習や育成に係る相談支援を行います。 【福祉保健課】

## 2 学校等と連携した非行防止等のための取組

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育能力の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組む必要があります。

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

本県の令和6（2024）年における少年の刑法犯検挙者（触法少年を除く）は151人となっています。このうち再非行少年は44人、29.1%（表7参照）で、令和2（2020）年以降は全国平均よりも低い状況が続いています。

[児童相談所](#)においては、関係機関と連携した通所支援や施設入所による指導により再非行防止に一定の成果が見られています。

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対しては、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行っており、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの間に延べ159人の少年に対して支援が行われました。

少年の規範意識向上のための活動として、児童生徒に対する「非行防止教室」や「薬物乱用防止教室」を開催しており、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの間に延べ1,389回開催されました。

学校と警察との連携については、「スクールサポーター制度」を通じて、緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、事案に応じた対応が行われています。

また、こどもや保護者等のメディアリテラシーの向上に向け、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間で、メディア安全指導員が学校等へ計1,140回派遣されました。

#### 【課題】

現在行っている非行防止等のための取組を継続するとともに、支援の質の向上や関係機関連携の強化を図り、より確実な再非行防止につなげることが必要です。

### (2) 関係機関・団体の取組

#### 〈就学支援〉

長崎保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校等在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察を行っています。生活環境の調整の段階で、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共

犯者等が通学している可能性等には十分留意し、少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整を行っています。

また、就学支援の実施にあたっては、就学支援パッケージにおけるキャリア発達支援ツール（CANVAS、「キャンバス」と読みます。）を活用し、保護観察対象者の修学、就労への動機付けを高める取組を行っています。  
【長崎保護観察所】

#### 〈学校等と連携した支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、県内の学校、県警少年サポートセンター、児童相談所、保護者等からの依頼により、児童・生徒の非行、不良交友関係、家庭や学校での問題行動、知的能力の制約や発達障害傾向等に起因する不適応等に関する相談に応じています。問題行動を分析した上で具体的な指導方法を提案したり、問題行動の態様別に整理されたワークブックを実施したりしています。また、学校職員や保護者を対象とした非行や子育ての問題、思春期のこどもの行動理解と指導方法等に関する講演・研修、児童・生徒を対象とした法や司法制度等への理解を促す法教育授業等も実施しています。

【長崎少年鑑別所】

### （3） 県の取組

#### 〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉（再掲）

学校における非行防止、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるこども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

#### 〈薬物乱用防止に向けた取組〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、学校等と連携し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施します。

【薬務行政室】

#### 〈非行少年に対する取組〉

警察から通告があった非行少年に対して、市町や学校、長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）等と連携し、非行に至った背景や家族環境等を調査したうえで、児童相談所への通所による再非行防止プログラムの実施、児童自立支援施設への入所措置による指導や自立支援等を行います。また、法務省関係機関（長崎少年鑑別所や長崎保護観察所等）や県警少年サポートセンターと連携し、再非行防止を図ります。

【こども家庭課】

#### 〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉（再掲）

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【生活安全企画課】

〈少年の規範意識向上のための活動〉

教育委員会や学校等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒に対する「非行防止教室」や、「薬物乱用防止教室」を開催します。 【生活安全企画課】

〈学校と警察との情報共有〉

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」や「スクールサポーター制度」を通じて、学校と警察が緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、迅速に効果的な対応をすることにより児童生徒の非行防止等を図ります。 【生活安全企画課】

〈こどものメディア環境の改善〉

長崎県メディア安全指導員を学校及び幼稚園・保育所等に派遣し、メディアがこどもの心身の成長・発達や学力に及ぼす影響や SNS に起因した犯罪に巻き込まれる危険性等を、児童・生徒及び保護者等へ講演することにより、こどもの生活の乱れ、ゲーム・スマートフォン依存、ネット被害等を防止します。 【こども未来課】

## 少年鑑別所とは

(長崎少年鑑別所)

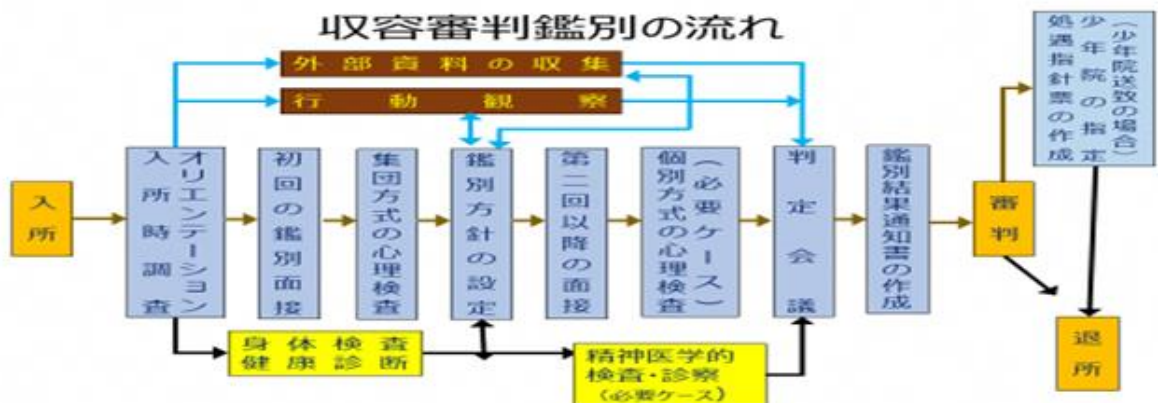
少年鑑別所は、昭和24年の「少年法」及び「少年院法」の施行により発足し、平成27年施行の「少年鑑別所法」に基づき業務を行っています。法務省所管の施設であり、各都道府県庁所在地など、全国に52か所（北海道4か所、東京都2か所、福岡県2か所）設置されています。少年鑑別所では、大学や大学院で心理学や教育学、社会学等を学び、国家公務員として採用された法務技官（心理）や法務教官が勤務しています。

少年鑑別所の主たる業務は、次の3つになります。①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことです。

鑑別とは、対象となる少年が「どうして非行を犯すようになったのか」、「今後どうすれば改善することができるのか」といったことを、医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識や技術に基づき、科学的に解明することです。鑑別の結果は、「鑑別結果通知書」として家庭裁判所に送付され、審判の資料になるだけでなく、少年院や保護観察所での指導にも活用されます。

観護措置の決定で入所した少年の収容期間は、おおむね4週間です。ただし、特に必要のある場合は、家庭裁判所の決定で最長8週間まで延長されることがあります。

また、少年鑑別所に対象となる少年を収容して行う鑑別（収容審判鑑別）だけでなく、家庭裁判所からの求めにより、対象となる少年を収容せずに鑑別を実施しているほか（在宅審判鑑別）、少年院、保護観察所、児童自立支援施設・児童養護施設、刑事施設等からの依頼に応じて、保護処分の執行等に資するための鑑別（処遇鑑別）も行っています。



## 少年サポートセンターの取組

(長崎県警察本部)

少年サポートセンターは、不良行為少年等の早期発見と補導、問題を有する少年及び被害少年等に対する継続指導及び支援等を目的に、平成11年(1999年)3月、警察本部少年警察担当課の内部組織として設置されました。

同センターは、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察の専門職員である少年育成官等で構成され、県南少年サポートセンター(長崎市上町)及び県北少年サポートセンター(佐世保こども・女性・障害者支援センター内)を拠点に活動しています。

主な活動として、少年の非行防止のための広報啓発活動のほか、不良行為や犯罪被害等、様々な問題を抱えた少年に対する支援活動に、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携しながら取り組んでおり、その中で、非行のあった少年に対しても、個々の少年の必要に応じて修学・就労支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じてその立ち直りを支援し、再非行の防止に向けた活動を行っています。



## 少年の健全な育成のための支援

(長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、少年院と異なり、少年を教育する施設ではありませんが、観護措置の決定により収容された少年が落ち着いて審判を受けられるよう、規則正しい生活を送れるようにします。また、少年鑑別所では「少年の健全な育成のための支援」として、少年の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習の支援をするほか、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

長崎少年鑑別所では、外部講師の方々のご協力をいただきながら、以下の支援を実施しています。

- ① 学習の機会の提供（学習指導、学習用教材・学習用図書の貸与等）
- ② 文化活動の機会の提供（平和学習指導、メディア安全指導等）
- ③ 情操のかん養に資する活動の機会の提供（レクリエーション指導（折り紙・昔遊び等））
- ④ 進路選択に資する活動の機会の提供（就労・ビジネスマナー指導、進路選択に関する視聴覚教材の視聴、修学・職業選択関連の図書の貸与等）

メディア安全指導では、インターネットやSNSの危険性などについて理解し、安全にスマートフォンなどのメディアを使用できるように基本的な知識や常識について学びます。就労・ビジネスマナー指導では、仕事をする上で必要な基本的な心構えや礼儀作法、マナーについて、外部講師に実技を交えながら、ご指導いただいています。義務教育を履修中の少年に対しては、その希望に応じて、教科の学習に関する助言や指導を行う体制を整えています。

このように長崎少年鑑別所では、個々の少年たちのニーズに即した様々な支援内容を用意し、きめ細やかな処遇を行っています。



ビジネスマナー指導



レクリエーション指導（昔遊び）

## 第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

### 1 特性に応じた効果的な指導の実施等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪等の内容はもとより、対象者一人一人の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働きかけることが重要です。

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

ストーカー加害者に対しては、行政処分、口頭指導等を行うとともに、精神科等医療機関との連携等を行うことにより、再犯防止が図られています。また、暴力団離脱希望者に対する各種離脱支援活動や暴力団離脱者の受入れ企業拡大の取組が行われています。

長崎保護観察所では、薬物再乱用防止プログラム、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラムなどの専門的処遇プログラムが実施されています。

長崎刑務所では、知的障害受刑者処遇・支援モデル事業を令和4（2022）年度から開始し、知的障害を有する受刑者に対して、特性を把握するためのアセスメントを実施し、個々に策定した処遇計画に基づき、各種プログラムを実施しています。そのほか、アルコール依存回復プログラムや暴力防止プログラムにより、自己の特性把握や問題行動の予防に向けた心理教育が行われています。

##### 【課題】

引き続き現在の取組を継続する必要があります。

また、保護観察所や刑務所で行われているプログラムについては、息の長い支援を行う上で、刑事司法手続きを離れた人が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制の整備が課題となっています。

刑務所においては、令和7（2025）年6月の改正刑法施行に伴い新たに創設された拘禁刑により、処遇・支援ニーズに応じた改善指導が拡充される方針であるため、効果的な実施体制を準備していく必要があります。

#### (2) 関係機関・団体の取組

##### 〈保護観察処遇の充実〉

長崎保護観察所では、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム、殺人・強盗・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力犯罪者や児童虐待事犯に対する暴力防止プログラム、薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む）、飲酒運転防止プログラムなどいずれも再犯者率が高い事案に対して専門的処遇プログラムを行っています。令和7（2025）年度からは性犯罪者処遇プログラムについて、保護観察官と社会復帰調整官によるユニットを編成し、効果的なプログラムを実施し

ています。また、性格特性や問題性の把握などアセスメント強化のため長崎少年鑑別所に心理検査等の鑑別を依頼し、指導に活かしています。このほか、少年・若年者に対しては、社会貢献活動に参加させ、有用体験を積ませるなどの対象者の特性に応じた処遇の充実を図っています。さらには、対象者の「問題性」だけでなく「強み」にも着目した処遇や支援がなされるよう、ケース・フォーミュレーション（CFP）を積極的に導入するなど、それぞれの特性に応じた処遇の充実を図っています。

【長崎保護観察所】

#### 〈受刑者の特性や問題性に応じた改善指導の充実〉

高齢受刑者については認知機能や身体機能の維持向上を図るためのプログラムを積極的に実施するとともに、プログラム指導者の育成を進めます。知的障害受刑者については、社会福祉法人南高愛隣会と連携して、障害特性に応じた各種プログラムを効果的に実施します。その他、受刑者の問題性に応じて「暴力団離脱指導」「アルコール依存回復指導」等の改善指導を実施し、令和7（2025）年度から特別改善指導となった「暴力防止指導」については、DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等の防止に向けて指導を充実させます。

【長崎刑務所】

#### 〈特性に応じた効果的な支援〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関や個人から依頼があった犯罪や非行を起こした対象者に対して、その同意の下、心理検査等を実施し、犯罪や非行、その他の問題行動や社会不適応につながる特性を明らかにして、その改善に焦点を当てた効果的な支援を行っています。また、犯罪・非行の態様別に、「窃盗」、「暴力」、「薬物」、「性的問題行動」、「交友関係」等をテーマとする認知行動療法に基づいた再犯防止のためのワークブックも実施しています。

【長崎少年鑑別所】

#### 〈鑑別の充実化〉

長崎少年鑑別所では、観護措置により入所した少年に対して、心身鑑別を行っています。また、収容している少年だけでなく、少年院に在院している者や保護観察に付されている者にも関係機関からの依頼に応じて、矯正教育や保護観察所による指導がより適切に行われるよう処遇鑑別を実施しています。加えて、近年は鑑別対象者の範囲が拡大され、成人も対象となっています。具体的には刑務所の被収容者に対する鑑別、保護観察付全部執行猶予者への鑑別等があり、それぞれ対象者の改善更生に役立つように鑑別を行っています。

【長崎少年鑑別所】

### （3）県の取組

#### 〈県内矯正施設等との連携〉

高齢または障害等により福祉的支援を必要とする刑務所出所予定者（被

疑者・被告人を含む) に対し、釈放後の地域生活に向けた支援を検討するため、長崎県地域生活定着支援センターと長崎保護観察所が矯正施設等と連携し、円滑に福祉的支援へとつなげるための協議を、月 1 回程度実施します。  
【福祉保健課】

#### 〈薬物依存に対する取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行います。  
【薬務行政室】

#### 〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉(再掲)

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。  
【生活安全企画課】

#### 〈こどもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止〉

対象者の個人情報への保護に留意しつつ、定期的な面接と所在確認を行い、再犯防止に関する助言指導を実施します。再犯のおそれが高い対象者については、保護観察所、関係機関や長崎県地域生活定着支援センターと情報共有を図ります。  
【生活安全企画課】

#### 〈ストーカー加害者に対する措置〉

ストーカー加害者は、被害者への執着心が強いことから、被害者への更なるつきまとい等を防止するための措置として、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による注意・指導を行います。

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である加害者の特異動向を把握した場合は、保護観察所と情報共有を図り、保護観察所が仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する場合は、必要な協力を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

また、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。  
【人身安全対策課】

#### 〈暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進〉

長崎刑務所・長崎保護観察所と連携を図り、離脱を希望する暴力団員に対して、社会復帰アドバイザーによる離脱支援講話を実施し、離脱・就労や預貯金口座の開設支援等について説明するなど離脱に向けた働きかけを行います。  
【組織犯罪対策課】

〈受入れ企業拡大の推進〉

(公財)長崎県暴力追放運動推進センター及び協力雇用主を登録する長崎保護観察所等と連携の上、暴力団離脱者の受入れ企業の拡大や広域連携への加入促進を図ります。

【組織犯罪対策課】

【参考（長崎県警察提供データ 令和6（2024）年12月末現在）】

全国の暴力団構成員等の総数 約18,800人

県内の暴力団構成員等の総数 約100人

指定暴力団数（全国） 25団体

暴力団組織数（長崎県） 8組織

## 2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠です。

### (1) 現状と課題

#### 【現状】

関係機関（市町、医療機関等）を対象とした会議・研修の開催により、犯罪被害者等支援に係る実務能力の向上を図るとともに、性暴力被害相談窓口「サポートながさき」の24時間対応化などにより、被害者支援体制の充実が図られています。また、広報啓発活動の継続により相談件数も増加しており、被害の潜在化防止及び県民の理解の増進が図られています。犯罪をした者に対しては、心情伝達制度を通じて、被害者感情を理解させるとともに、贖罪指導プログラムを通じて、事件後に被害者がおかれている社会的・精神的な状況等を理解させることで、再犯への抑止につなげています。

#### 【課題】

引き続き、犯罪被害者支援に携わる者の実務能力の向上を図るとともに、被害者支援体制の充実を図る必要があります。

また、広報啓発活動の継続により、更なる被害の潜在化防止及び県民の理解の増進を図っていく必要があります。

導入されて間もない[被害者等の心情等の聴取・伝達制度](#)の効果的な運用のため、引き続き犯罪被害者支援団体等の協力を得つつ、受刑者の贖罪意識につなげていく必要があります。

### (2) 関係機関・団体の取組

#### 〈犯罪被害者支援〉

長崎保護観察所など更生保護官署では、以下の犯罪被害者支援に取り組んでおり、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、心情伝達制度を犯罪被害者等が利用したときは、所内でケースカンファレンスを実施しています。また、贖罪指導プログラムを通じて犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を行っています。令和5（2023）年度からは、保護観察対象者が遵守すべき遵守事項として被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動を保護観察官や保護司に報告する旨が明示されるなど、被害者の思いに応える更生保護の実現に向けた取組を行っています。

◎更生保護における4つの犯罪被害者支援

意見等聴取制 度	地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取することができる制度。
心情等伝達制 度	被害者等から心情や意見を聴取し、加害者へ伝達することができる制度。加害者が保護観察を受けている期間中に限って利用可能。
被害者等通知制 度	加害者の保護観察状況（保護観察の開始・終了、特別遵守事項の内容、毎月の面接回数等）を定期的に被害者等へ通知する制度。
相談・支援	被害者等からの相談に応じ、被害者支援に関する制度の説明や、関係機関・支援団体の紹介等を行う制度。

【長崎保護観察所】

〈刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の効果的な運用〉

被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した受刑者に対しては「被害者の視点を取り入れた教育」を実施します。また、令和5（2023）年12月から開始された「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を効果的に運用していくため、関係機関、団体との連携の上で担当職員を育成し、同制度の対象となった受刑者には、聴取した被害者の心情を踏まえて改善指導を効果的に実施し、贖罪意識を高めさせます。

【長崎刑務所】

〈犯罪被害者の心情理解に向けた取組〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、観護措置により収容された在所者に対して、犯罪被害者の手記等を含む図書を出しています。少年鑑別所は少年院のように教育を行う施設ではなく、心身の鑑別を行うことを主目的としていますが、図書の貸出のほか、面接や日記・作文等の課題をとおして、在所者が自らの非行を振り返り、被害者の心情等を推し量れるよう、きめ細やかな処遇を行っています。

また、地域援助では、非行等の問題行動を起こして来所した対象者に対して、面接を重ねたり、非行態様別のワークブックを行ったりして、被害者の心情等が理解されるよう働きかけています。【長崎少年鑑別所】

### （3）県の取組

〈犯罪被害者等の支援〉

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、県、市町や県

警、民間支援団体などの関係機関と連携し、会議・研修会の開催、支援に関する広報啓発活動を行っています。また、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応や、カウンセリング等の心理的支援、病院受診を助成する医療支援、弁護士相談等の法的支援を可能な限り一か所で行うワンストップ支援センター「サポートながさき」を設置しており、今後も関係機関と連携して犯罪被害者等支援の更なる充実を図ります。

【交通・地域安全課】

#### 〈県民の理解の増進〉

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害に加え、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等によって、精神的な苦痛を受けたり、私生活の平穏を侵害されたりする二次被害も受けます。このような犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解を深めることは、犯罪の未然防止にもつながることから、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動を展開していきます。

【交通・地域安全課】

#### 〈犯罪をした者等の家族等に対する支援〉

犯罪をした者等に対して再び罪を犯さないよう効果的な支援を行うためには、本人だけでなく、犯罪により精神的・社会的に困難を強いられている家族等への支援も重要です。そのため、長崎県地域生活定着支援センターにおいては、関係機関と連携し、状況に応じて家族等が安心して生活できるよう支援を行います。

【福祉保健課】

## 拘禁刑下における受刑者の特性に応じた処遇の充実

(長崎刑務所)

令和4年6月に刑法等の一部を改正する法律が成立し、明治40年の刑法定制以来、初めて刑罰の種類が変更されることになりました。これにより、従来の懲役刑と禁固刑が一本化されて新たに拘禁刑が創設されることになり、令和7年6月から運用が開始されています。これまでの懲役刑においては刑罰の内容が作業とされ、受刑者の特性にかかわらず作業を中心とした処遇を一律に実施せざるをえませんでした。拘禁刑においては受刑者の再犯防止のために、その特性に応じて作業や指導を柔軟に組み合わせた処遇を実施することができるようになりました。

拘禁刑の運用開始に伴い、刑事施設においては受刑者の改善更生に向けた処遇を効果的に実施していくため、矯正処遇課程の運用を始めています。従来は犯罪傾向の進度により受刑者をA指標とB指標の2つに分類して処遇を実施していましたが、矯正処遇課程においては、受刑者の特性に対応した24種類の基本的な処遇類型を設け、これに基づいて受刑者の集団を編成し、その特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施できるようになります。

例えば長崎刑務所においては、自立した生活が困難な高齢受刑者を対象とする高齢福祉課程(DS)や知的障害又は発達障害を有する受刑者を対象とする福祉的支援課程(DH)等の矯正処遇課程が設けられています。高齢福祉課程(DS)においては、福祉制度について学ぶ社会復帰準備指導の他、身体機能や認知機能の維持・向上を図るための運動トレーニングや認知課題プログラムを積極的に実施するなど、円滑な社会復帰につなげる取組を実施しています。福祉的支援課程(DH)においては、前掲のコラム2で紹介した知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の取組の一部として、協調性を養うための和太鼓演奏を取り入れた体感協調プログラムや花壇整備を行う園芸活動、障害福祉サービスを学ぶプログラム等を実施しています。

これからも受刑者が出所後に再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さないように更なる処遇の充実を目指し、安全・安心な社会の実現に貢献していきます。



高齢福祉課程DSにおける運動トレーニング



福祉支援課程DHにおける体感協調プログラム  
(和太鼓練習)

## 法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）の取組

（長崎少年鑑別所）

全国の少年鑑別所は「法務少年支援センター」として活動しています。長崎少年鑑別所も「法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）」として、地域の関係機関と連携・協力しながら、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な取組を行っています。

少年鑑別所には、長年非行のある少年の鑑別で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた生活指導等に関する専門的な知識・ノウハウの蓄積が豊富にあり、種々の問題に迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。また、少年だけでなく成人の方の相談も受け付けており、以下のような支援が可能です。

### ① カウンセリング・心理相談

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどについて、ご本人やご家族などからの相談に応じています。

### ② 発達・性格等の調査

性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から相談内容に合わせて適当なものを実施しています。

### ③ 研修会、講演会などへの講師派遣

学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題についての説明、青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションなどを行います。

### ④ 法教育の実施

児童や生徒などに対して、少年事件の手続の流れ、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引）の防止などについても分かりやすく説明します。

相談には、事前に電話で予約をしていただき、直接当センターにお越しいただくか、電話のみでの相談も可能です。また、当センターの利用は無料です。



法務少年支援センターのシンボルマーク



相談室の様子

## 第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

### 1 民間協力者の活動促進

再犯防止への取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支えるBBS会員等の更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員や教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体により、犯罪をした者等が社会復帰するための支援活動も行われています。

民間協力者の果たす役割は重要であり、引き続き、国や市町、関係団体等と連携し、民間協力者の活動の促進のための取組を進めていく必要があります。

#### (1) 現状と課題

##### 【現状】

本県の保護司については、令和7(2025)年1月1日現在で定数890人に対し現員数754名と充足率は84.7%(表31参照)となっています。また、同年4月1日現在の長崎県更生保護女性連盟の会員数は2,251人、長崎県BBS連盟会員は3つの地区会合計で40人、県内の更生保護施設は3施設、自立準備ホームは10法人・17か所となっています。

保護司により、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動が行われています。また、保護司が対象者と面接を行う場所の拡大が求められる中、県内各地の行政機関や更生保護施設の協力により、面接場所の拡大が図られています。

更生保護法人による連絡会や研修会、啓発活動事業等の更生保護事業が行われているとともに、少年警察ボランティアとの連携による少年非行防止が図られています。

また、更生保護女性会による関係団体への援助活動や関係機関と連携したBBS活動が行われているとともに、篤志面接委員や教誨師等の活動により、犯罪をした者の心情の安定や更生意欲の向上が図られています。

県内各地で展開されている“社会を明るくする運動”をとおして、犯罪や非行をした人たちの更生に関する県民への理解の促進が図られています。

##### 【課題】

引き続き、更生保護活動を推進するための支援や、活動の広報による民間協力者の確保に対する支援、国、市町、関係団体等と連携した民間活動

の活動促進を図っていく必要があります。

## (2) 関係機関・団体の取組

### 〈民間協力者の活動促進〉

長崎保護観察所では、県及び市町の協力を得て、保護観察対象者等との面接場所や保護司の活動拠点の確保を行うとともに、更生保護女性会、BBS 会など更生保護ボランティアの活動拠点となる[更生保護サポートセンター](#)（県内全保護区設置）における更生保護ボランティア活動の支援を行っています。また、保護司をはじめとする更生保護ボランティアの確保に向けた取組を行うため県及び市町や警察署などへ協力を働きかけています。特に令和6（2024）年5月に県外で起きた事件を機に、保護司の安全対策に取り組み、複数担当制の積極的推進や、自宅以外の面接場所の確保に努めたところ、令和7（2025）年7月現在県内196か所の面接場所が確保されており民間協力者の活動が推進されています。 【長崎保護観察所】

### 〈民間協力者の活動に対する表彰の実施〉

刑務作業（職業訓練含む）や改善指導で招へいしている外部講師、教科指導や各種クラブ活動、面接相談に従事していただいている篤志面接委員、宗教行事や教誨活動を担う教誨師に対しては、その活動実績に応じて施設長表彰の対象とし、また、法務省内における各種表彰の候補として積極的に推薦します。また、篤志面接委員や教誨師の活動推進につながる研修会を定期的実施します。 【長崎刑務所】

### 〈民間協力者との連携〉

長崎少年鑑別所では、在所者の健全育成を図るため、民間協力者等と連携し、希望者に対して学校教科に関する学習指導、メディアリテラシーに関する教育、ビジネスマナー指導、平和学習等を実施しています。

【長崎少年鑑別所】

### 〈関係機関と連携した支援活動〉

長崎保護観察所や長崎家庭裁判所との連携により、依頼があれば少年の支援に取り組みます。児童自立支援施設において、依頼があれば、学習支援等入所児童の支援に取り組みます。

また、フリースクールとの連携により、大学BBS会員を中心に活動を広げていきます。 【長崎県BBS連盟】

## (3) 県の取組

### 〈民間協力者の確保に対する支援〉

保護司の人材確保を支援するため、長崎保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などを行います。

また、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組を

広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動を実施します。 【福祉保健課】

〈民間協力者の活動に対する支援〉

長崎県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進を図ります。 【福祉保健課】

〈少年警察ボランティア活動の支援〉

少年補導員や、大学生で構成する学生サポーターなどの少年警察ボランティアに対して、協働での街頭活動、ボランティア活動に必要な情報の提供を行います。 【生活安全企画課】

## 2 広報・啓発活動の推進

昭和 26（1951）年から、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など、県内各地で様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯の防止等の推進に関する法律において、7 月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものではないことから、理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、“社会を明るくする運動”や「再犯防止啓発月間」についての周知が必要です。

### （1）現状と課題

#### 【現状】

“社会を明るくする運動”として、県内各地で保護司会、更生保護女性会が中心となり、様々な活動が展開されています。また、刑務所における矯正展等を通して、刑務所の取組の広報につながっています。

#### 【課題】

引き続き、各種広報・啓発活動を継続して、更生保護や人権に関する県民の理解と認識を深めていく必要があります。また、更生保護の分野に馴染みがない人にも共感していただける広報活動の在り方を考えていく必要があります。

### （2）関係機関・団体の取組

#### 〈広報・啓発活動の推進〉

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”では、強調月間を中心として、県、市町、関係機関、団体等と連携しながら、広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるために、広報、啓発活動を行います。また、各地域では中・高生を対象とした作文コンテストや弁論大会を開催し、犯罪、非行防止への理解に取り組むほか、保護司会や更生保護女性会が地域住民に対するミニ集会を行い更生保護に関する広報啓発を行っています。 【長崎保護観察所】

#### 〈民間協力者の活動促進〉

長崎保護観察所では、更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会を実施しています。 【長崎保護観察所】

#### 〈矯正施設の再犯防止施策に係る広報の積極的な実施〉

公的機関に限らず幅広く施設参観を受け入れ、可能な限り職員と参観者の対話の機会を設けて、刑事施設の取組に対する理解を促進します。また、毎年実施する長崎矯正展や、県内各所で実施するミニ矯正展においても、刑務作業製品の販売や広報パネルの展示、説明により、地域住民に対する再犯防止施策についての広報や啓発を推進します。 【長崎刑務所】

#### 〈広報活動の推進〉

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の方々の理解を広く得て、これを深めるため、積極的に施設参観の希望を受け付けています。また、関係機関との連携を強化し、地域における非行及び犯罪の防止のための活動を推進していく目的から、地域援助推進協議会を毎年行っています。 【長崎少年鑑別所】

### （3）県の取組

#### 〈再犯防止に関する啓発活動の推進〉

毎年7月に実施されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ、更生保護関係機関や民間協力者等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。 【福祉保健課】

#### 〈民間協力者に対する表彰〉

更生指導、犯罪や非行のない明るい社会づくりと福祉の増進に功労のあった保護司及び更生保護女性会員に対して、感謝状の贈呈を行います。 【福祉保健課】

#### 〈人権教育・啓発の取組〉

すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、性の多様性やインターネットによる人権侵害等様々な人権・同和問題に対し、県民一人ひとりが理解と認識を深めることができるよう、あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を推進します。 【人権・同和対策課】

## 保護司のやりがい ～保護司候補者確保に御協力を！！～

(長崎保護観察所)

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員ですが、無給であり、民間のボランティアです。その歴史は、明治期に活動した民間篤志家にまで遡りますが、現在では、様々な仕事をされている方など、全国約4万6千人の方が保護司として、処遇活動及び地域活動に従事しています。

保護司としての処遇活動は、犯罪や非行により保護観察を受けている人と定期的に会って相談に乗ったり、約束事を守るように指導したり援助する保護観察を、国の職員である「保護観察官」と共に二人三脚で行っています。また、地域活動では、犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として、“社会を明るくする運動”を行っており、住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に取り組んだり、学校等と連携して活動をしています。

保護司として活動する方の声として、「保護司のやりがい」は、処遇活動では、犯罪や非行をした人たちの更生を支援し、社会復帰を助けることで、社会の役に立つという実感が得られること、犯罪や非行をした人たちの更生に向かって変化する姿を間近で感じられることなどがあると聞きます。また、地域活動では、地域の犯罪予防活動や立ち直り支援を通じて、地域社会に貢献できること、日常生活では得られない、人との関わりにおける貴重な経験を通じて、新たな知識や技術を得られることなどがあると聞きます。そして、何よりも、保護司として活動することで、自分自身の知識や経験を深め、人としても成長できる点にやりがいを感じると思います。

犯罪や非行により裁判所で何らかの処分を受けた人たちは、いずれは社会に帰ってきます。その際、本人が反省し、やり直そうと思っても、本人が有するハンディキャップや社会の側の受入先の問題など様々な要因により、社会の中に居場所（住まい、就職先、相談相手になってくれる人など）が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。再犯や再非行に至ってしまうことは、本人にとって残念な結果ということだけでなく、新たな被害者を生むことになり、地域社会における安心・安全といった平穏な暮らしが脅かされることにもなります。安心・安全な地域社会を実現するためには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。

近年、地域活動をはじめとして、民間ボランティアの担い手が減少しており、地域におけるつながりも希薄になってきていると言われており、保護司もその1つと言われています。「誰もが暮らしやすい安心・安全な社会をつくるため」、保護司になるためには一定の要件がありますが、まずは、保護司の活動に興味を持たれた方は、保護観察所にご相談ください。

(イラストの説明)

正面向かって左の黒いペンギンは、更生ペンギンのホゴちゃん  
正面向かって右のピンクのペンギンは、更生ペンギンのサラちゃん  
2段目右から、BBS会のイルカ姉さん、イルカ兄さん、協力雇用主のアシカ親方、更生保護女性会のオコジョさん。最上段は、保護司のクジラ先生となります。

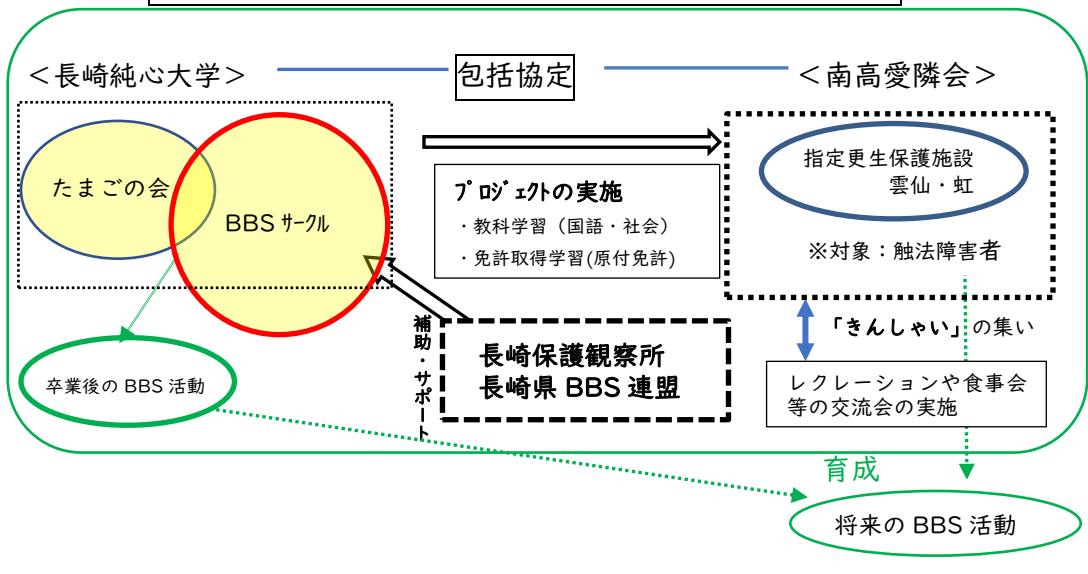


学生と福祉との連携支援『長崎 BBS つなぐプロジェクトについて』

(社会福祉法人 南高愛隣会)

更生保護施設雲仙・虹では罪に問われた障がい者に対して社会復帰を目指し様々な支援を行っています。雲仙・虹を利用する利用者の多くがこれまで障がいが見過ごされてしまったり、支援が届かない事が起因となって罪を犯さざるえなかった状況にあります。同じように、地域生活におけるルールやマナーを身に付ける機会も少なく、周りに支援を求める術もない生活を余儀なくされていた方がほとんどです。その部分を少しでも埋め合わせる目的で行っているプログラムが法人独自で行っている「犯罪防止学習」であり、社会でのルールやマナー又は困った時の改善方法を学ぶ機会として機能しています。しかしながらこれまで学ぶ機会に恵まれず、集団での学習に抵抗感やその場で過ごす事が困難な方もおられます。学ぶ事が苦痛になる場合があるのです。機会を同じくし、罪を犯した多くの少年たちの学ぶ機会を保障する学生との出会いがありました。長崎純心大学の BBS サークルの皆さんです。自らが学ぶと同時にこれから社会へと向かう若者を支える皆さんです。令和元年 8 月から我々も若い力のエネルギーを借りることにしました。『長崎 BBS つなぐプロジェクト』と称し、月に 1 度だけではありますが活動を継続中です。コロナ禍前までは学生と利用者が個別に向き合い算数や国語、地理といった基本的な知識を教えもらうと共に個別学習を行ってもらう中で、障がいのある方も安心して過ごしてもらう事が出来る機会となっていました。長崎保護観察所から交通費の助成を受け、法人の拠点事務所にて障がいがある方への支援を担って頂いています。しかし、コロナ禍では直接会って活動を継続する事が困難となり、オンラインでの学習方法へ変更を余儀なくされました。学習内容も学生の方と話をしながらどのような内容が利用者に必要なのかを検討し、地域生活の中で必要なルールの部分に焦点を当てた学習内容に取り組む事に変更しました。オンライン学習に変更をしたとは言え、利用者の中には積極的に学ぼうという姿勢が生まれています。令和 6 年度までは就労継続 B 型事業所「あいりん」の特別プログラムで行ってきましたが、令和 7 年度からは更生保護施設雲仙・虹で継続的に行っていく様になりました。雲仙・虹での取り組みになって未だ浅くはありますが若い力で共生社会を創って行こうという地道な取り組みに参加出来る喜びを感じつつ、その力に大きく期待をしています。

『ながさき BBS つなぐプロジェクト』



## できることをできるときに〈更生保護女性会とひまわりプロジェクト〉

(長崎県更生保護女性連盟)

更生保護のボランティア団体のひとつである「更生保護女性会」は、女性のあたたかな愛や包み込むような優しさをもって犯罪や非行に至った人たちの支援をしている団体です。

主な活動内容は、保護観察対象者と共に行う社会貢献活動などに対する保護観察処遇への協力活動、保護司会やBBS会と協力して行っている“社会を明るくする運動”の広報活動などの犯罪非行防止活動のほか、自己研鑽を目的としたミニ集会などがあります。母親の気持ちで、入所者の1日も早い社会復帰を願い「おふくろの味」を提供する更生保護施設への食事は、入所者の「美味しかった」「家庭の味を思い出した」等の言葉に心がホッと温かくなります。

更生保護女性会は独自の活動はもとより、時代の情勢や社会問題など様々な情報を収集し、柔軟に活動に生かすことができる団体で、「できることをできるときに」を合言葉に、会員一人ひとりが楽しみながら日々更生保護諸活動に関わっています。

現在、県内に11地区の更生保護女性会があり、長崎県下23の女性団体が締結した「ひまわりプロジェクト」へも1団体として参加し、それぞれの地区で活動しています。この「ひまわりプロジェクト」も発足して6年を経過し、物価高騰等により食が満たされない子育て家庭約3,900世帯に、各地域・団体に収集した食材を無料で提供することができました。

また、地域の子どもや子育て家庭の方々に挨拶・声掛け・励ましを行いながら支援者の意思表示として県下全域にひまわりの花を咲かせ、「あなたを見つめているから大丈夫だよ」「あなたは素晴らしいよ」という思いをひまわりの花を通して届けています。

更生保護女性会の願いも、ひまわりに込められています。輪(和)を広げ、心をつないで、これからも「人として尊重され」「心豊かに生きられる社会」「誰ひとり取り残さない社会」を目指し、女性の持つ温かさやしなやかさを活かして活動を続けていきます。

